

令和7年5月21日

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の変更

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第5項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更の届出がありましたので、同法第5条6項の規定により公示します。

	変更前	変更後
名称	香美町地域づくり事業協同組合	—
住所	兵庫県美方郡香美町村岡区相田 396 番地-1	兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 385 番地-3
代表者の氏名	西村 伸一	—
事務所の名称	香美町地域づくり事業協同組合	—
事務所の所在地	兵庫県美方郡香美町村岡区相田 396 番地-1	兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 385 番地-3
地区	兵庫県美方郡香美町	—
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	—
有効期間の満了日	令和14年4月20日	—

